

大阪市告示第465号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の7第1項の規定により、大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課における大阪市商店街振興ふるさと寄附金について、次のとおり指定納付受託者の指定の取消しをしたので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 指定納付受託者の名称及び所在地

①株式会社さとふる

東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F

②PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町1-3

③株式会社トラストバンク

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

④楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス

⑤株式会社池田泉州JCB

大阪市北区豊崎3-2-1

⑥株式会社池田泉州DC

大阪市北区豊崎3-2-1

2 指定納付受託者に納付させる歳入

寄附金

3 指定取消し日

令和8年3月31日

（経済戦略局産業振興部産業振興課）